

約 4 割に上る地方公共団体の労働組合費違法天引き(チェック・オフ)問題について

平成 22 年 5 月 21 日
自 由 民 主 党

今般発生した北海道教職員組合から民主党小林千代美衆院議員側への違法献金事件の根本には、労働組合の不透明な資金の流れがある。

わが党は公務員の労働組合の実態把握のため、本年 3 月、党独自調査を行った。その結果、条例の根拠なくチェック・オフ(地方公共団体の会計機関が職員に直接給与を支給する以前にその一部を控除すること)を行っている団体が少なからずあることが判明し、総務省に対し全国的な調査を早急に行うよう要求してきたところである。

総務省は本年 4 月に入ってようやく調査を実施し、各地方公共団体に対しチェック・オフに関する緊急自己点検を行うよう依頼した。その結果、わが党が指摘してきた通り、約 4 割という多くの地方公共団体で違法チェック・オフが行われていることが判明した。

I. 点検結果の概要

区分	該当団体数	割合
都道府県	4/47	8.5%
指定都市	0/19	0.0%
市区町村	694/1731	40.1%
合 計	698/1797	38.8%

※チェック・オフを行っているにも関わらず、条例に根拠規定がないもの

※該当団体名等の詳細は総務省発表資料を参照されたい

II. 問題点

- ・地方公共団体が労働組合費をチェック・オフをするためには、各団体で条例の根拠が必要である。条例に根拠のないチェック・オフは、地方公務員法 25 条 2 項に違反する行為である。

参考)地方公務員法 25 条 2 項 職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。

- ・わが党は、小林議員の事件発覚以降、党独自のサンプル調査も行ってチェック・オフの問題点を早くから指摘してきた。しかし、当初、総務省は実態把握に努めようとせず、原口大臣も「マンパワーが掛かる」「調査の検討をする」「お時間をいただければ」(いずれも 3/23 参議院総務委員会)など、総務省による早期調査に消極的な姿勢を示してきた。
- ・現行の地方公務員法には違法チェック・オフに対する罰則がない。加えて労働組合の会計は一般に公開されない。これらが約 4 割もの地方公共団体での違法チェック・オフが野放しになってきた大きな要因となっている。
- ・総務省は、5 月 20 日に小川淳也総務大臣政務官名による都道府県知事・指定都市市長宛の「チェック・オフの適正化について(通知)」を発出した。その中で、これらの違法行為に対して、「自主的に速やかに是正に取り組まれますようお願いいたします」とだけ依頼している。しかし、地方公共団体という公的団体による違法行為に対して、自主的な是正を求めるだけというのでは、法治国家としていかにも不十分。鳩山内閣のこの問題への認識の甘さ、鳩山民主党政権への労働組合の強い影響力を想起させる。